

事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金　よくある問い合わせ

補助対象

	問い合わせ	回答
1	個人事業主は補助対象になるか。	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者には、個人事業主も含まれるため、公募要領に記載の資本金額、従業員数等の条件を満たせば補助対象となる。
2	設備整備を行う事業所は県内にあるが、本社は県外にある。この場合、補助対象となるか。	中小企業者（上記参照）に該当する事業者であれば、補助対象となる。 （この場合、本社が申請者となる）
3	補助事業を複数の事業所で実施してよいか。	各事業の補助上限額の範囲内であれば、整備する事業所の数は問わない。なお、補助上限額は1事業者あたりの額である。また、1事業者につき、1回の申請とする。
4	1事業者で複数の補助事業に申請することは可能か。 （例えば、「1．高効率エネルギー設備導入事業」と「4．定置用蓄電池導入事業」の同時申請等）	可能である。
5	事業所内の照明のLED化やエアコンの更新は補助の対象となるか。その場合、型番等に指定はあるか。	補助対象である（「1.高効率エネルギー設備導入事業」が該当）。型番等の指定はないが、省エネ診断に記載されている能力同等あるいは更に省エネ性能が高い機種を導入すること。ただし、省エネ診断における想定機種と異なる機種を導入する場合は、エネルギー削減量について再計算を求める（公募要領P4参照）。
6	「1．高効率エネルギー設備導入事業」の補助要件として求められている使用エネルギー削減率（量）は、年間での削減率（量）という理解で良いか。	ご認識のとおり。
7	蛍光灯からLED照明に更新する際、照明の配置や数を変えて良いか。	「1．高効率エネルギー設備導入事業」については、基本的に設備の置き換えを想定している。ただし、照射するエリアに変更がなく、元の能力以下となるのであれば配置・数を変更することは可能である。 （例）60W相当の蛍光灯1灯をLED化する場合、同エリア内で20W相当のLED3灯に分けることは可能（20W×3＝60W）。40W相当のLED2灯とすることは不可（40W×2＝80W）。
8	事業所内のエアコン更新を検討している。更新前のものと同能力ではあるが、吹き出し口を増やした場合、補助の対象となるか。	効率が上がり、省エネに繋がると省エネ診断で認められた場合は補助の対象となる。
9	更新予定の設備が更新前の設備と同等の能力を有していることについては、どのように判断すれば良いか。	以下の数値を参考として判断する。 （照明）明るさ（〇W相当、〇〇lm）、形状 （空調）冷房・暖房能力（〇W） （冷蔵庫）冷蔵能力（〇W）、内容量（〇L） ただし、ショーケースやテーブル型冷蔵庫においては、外寸が既存機器と同等であること。 （ボイラー）蒸発量（kg/h）
10	薪ストーブから、ガス暖房機への更新は補助の対象になるか。	本補助金事業のうち、「1．高効率エネルギー設備導入事業」については「「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」記載の目的に沿わないものは除く」として（補助金要綱別表参照）。 本法律は、「使用エネルギーの合理化（省エネ）」と「化石燃料から非化石エネルギーへの転換」等を目的とするものである。今回のケースに当てはめると、非化石燃料（薪）から化石燃料（ガス）への転換に当たるため、補助の対象外となる。
11	太陽光パネルのみの設置は補助対象か。また、型番に制限はあるか。	同補助金の「4．定置用蓄電池導入事業」または「5．V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）導入事業」を同時申請する場合に限り補助対象となる。また、太陽光パネルの型番等に制限はない。
12	電気自動車は補助対象か。	補助の対象外である。

申込み等手続き

	問い合わせ	回答
1	コンサルタント会社等が代理申請可能か。	可能である。
2	納税証明書はどこで取れるか。	所管の税務署及び県税事務所で発行可能である。
3	補助を受ける事業者は非課税の事業をしている。消費税をもらってもいないが、消費税に係る納税証明書の提出は必要か。	非課税であっても、消費税に係る納税証明書の提出が必要である。納税証明書の発行場所は上記参照。
4	申請者が個人事業主であり、開業届等がない場合は申請できないのか。	開業届制度が導入される前に開業した事業者については、青色申告書の写しにより確認する。それ以外の場合は、税務署にて再発行等の手続きを行い、添付書類として提出すること。
5	貸借対照表がない場合はどうしたらよいか。	申請者自身で作成の上提出をすること。
6	見積書は複数社からのものを提出する必要があるか。	1社のみからの見積書の提出で構わない。
7	（「1．高効率エネルギー設備導入事業」）灯油を使用しない機器への更新を予定しているが、灯油の明細書も提出が必要か。	対象設備の内容関わらず、申請事務所で使用される全てのエネルギー（電気・ガス・灯油など）の使用量が分かる書類について提出が必要である。
8	（「1．高効率エネルギー設備導入事業」）事業所内の照明のLED化を検討している。申請にあたり、更新予定箇所の位置図・写真、既設設備の写真は、すべて必要か。またどのように作成すればよいか。	更新する照明にかかる全ての写真・位置図が必要（公募要領P3参照）。図面中に写真撮影した場所とその方向、写っている照明の番号などを記載するなど、書類内容と写真・位置図で整合性を取った形で申請書を提出すること（別紙「図面・写真の書き方」参照）
9	（「1．高効率エネルギー設備導入事業」）エネルギー使用量及び削減量（見込み）はどのように調べれば良いか。	エネルギー使用量については、事業所内で契約している各エネルギー業者（電気であれば電力会社社等）に問い合わせしていただきたい。削減量（見込み）は実施した省エネ診断機関が発行する「省エネルギー診断報告書」の結果を参照のこと。
10	（「4．定置用蓄電池導入事業」「5．V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）導入事業」）既設太陽光の写真が撮れない場合は、検索サイト等に掲載の航空写真でも代用可能か。	代用可能である。

その他

	問い合わせ	回答
1	太陽熱利用システムとは、太陽光パネルのことか？	太陽の熱を利用してお湯を沸かす設備であり、太陽光パネルとは異なる。
2	蓄電池と太陽光パネルを同時に設置する際（「4．定置用蓄電池導入事業」と「6．太陽光発電設備導入事業」の同時申請）、FIT制度を利用してよいか。	本補助金は、事業所内での自家消費と蓄電池への蓄電を前提とするものであるが、それでも余った電力については、FIT制度等により売電することについては差し支え無い。
3	省エネ診断の費用はいくらぐらいか。	診断機関により異なるため、詳しくは診断機関に問い合わせいただきたい（公募要領P2参照）。
4	補助設備によって工事業者が異なっても差し支え無いか。	差し支え無い。
5	申請書の審査に係る期間は？	少なくとも1ヶ月を要する。また、募集開始当初は同時に多くの申請が予想されるため、それ以上を要する場合がある。
6	他の補助金との併用は可能か。	本補助金は、内閣府の「物価高騰対応重点地方創生臨時交付金」を財源としているため、「同交付金を財源とした補助金との併用を不可としている他の補助金」との併用はできない。
7	申請総額が予算額に達した場合の県における申請採択方法について。	申請必要書類を全て提出した時点で申請を「受付」とする（電子申請の場合は申請書類提出日、郵送申請の場合は消印日で判断）。予算超過日（受付締切日）に受付した申請者が複数いる場合は、抽選によって採択する。 なお、当選者からの取下げがあっても落選者の繰り上げは行わない。
8	本補助金事業の今年度予算はいくらか。	当補助金の予算は3億円。